

# 廃棄物の処理についての法規制

石綿含有建材等の廃棄物が適正に処理されるよう、石綿等の除去工事等により除去した石綿含有建材や作業で使用した保護衣、工具等石綿が付着しているものは、廃棄物処理法で、排出者（元請事業者）に対し、適正処理やマニフェストの交付などの義務が課されており、その取扱いに対しても、保管、運搬、処分等について基準が定められています。これらの基準は、解体等の作業を行う元請事業者に義務が課せられていますが、建築主（発注者）も廃棄物が適正に処理されるよう、元請事業者と検討・調整のうえ、施工方法や工期、施工に要する費用などに配慮してください。

また、建設リサイクル法では、建材等のリサイクルを促進するため解体工事等の発注者は、工事前に届出が必要です。この届出の際に飛散性の石綿の付着の有無、非飛散性の石綿成形板の使用の有無等についても記載することとなっています。

## （1）廃棄物処理法

除去した石綿及び隔離シートや保護衣など石綿が付着した飛散性のものは、廃棄物処理法の特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」に、石綿成形板等非飛散性のものは「がれき類」等のそれぞれの品目の「石綿含有産業廃棄物」となります。保管や処分は、次のとおり行ってください。

	飛散性石綿（廃石綿等）	非飛散性石綿（石綿含有産業廃棄物）
対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 吹付け石綿等</li> <li>・ 石綿含有保温材</li> <li>・ 石綿含有耐火被覆材</li> <li>・ 石綿含有断熱材</li> <li>・ 上記建材の除去等の際に使用した作業衣、防じんマスク、隔離シート、その他用具等（*石綿が検出されれば該当）</li> </ul>	<p>石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（「廃石綿等」を除く）で次のもの等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スレート、サイディング等の外装材</li> <li>・ 石膏ボード等の内装材</li> <li>・ カラーベスト等の屋根材</li> <li>・ ビニル床タイル等の床材</li> </ul>
管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別管理産業廃棄物管理責任者の選任</li> <li>・ 帳簿の備え付け</li> <li>・ 処理計画の作成に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業廃棄物管理責任者の選任（循環型社会推進条例）</li> <li>・ 帳簿の備え付け</li> <li>・ 処理計画の作成に努める</li> </ul>
作業現場での保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃石綿等を湿潤化等した後に十分な強度を有する耐水性の材料（プラスチック袋等）で二重に梱包又はコンクリート固化</li> <li>・ 他のものが混入するおそれがないように仕切りを設ける</li> <li>・ 周囲に囲を設け、見やすい場所に廃石綿等の保管施設であることを表示する</li> <li>・ 収納するプラスチック袋・容器ごとに内容物が廃石綿であること、取扱い上の注意事項を表示する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 梱包、シート掛けによって飛散を防止する</li> <li>・ 他のものが混入するおそれがないように仕切り等を設ける</li> <li>・ 石綿含有産業廃棄物を保管している旨を記載した掲示板*1を設置する</li> </ul>
運 搬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他の廃棄物と同一車両に混載しない</li> <li>・ 原則として積み替えを行わず処分施設に直送する</li> <li>・ 運搬物が廃石綿であること、取扱い上の注意事項を記載した文書を携帯する</li> <li>・ 運搬車両の荷台に覆いをかける</li> <li>・ 収納したプラスチック袋等の破損などによって飛散することがないように慎重に取り扱う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 仕切りを設けるなどして、他の廃棄物との混合を防止する</li> <li>・ 梱包、シート掛けによって飛散を防止する</li> <li>・ 収集運搬時に車両へ石綿含有産業廃棄物を積み込む際、やむを得ず切断等が必要な場合は、散水等により十分湿潤したうえで必要最小限度に限る</li> </ul>

処理の委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>運搬： 廃石綿等の許可を有する特別管理産業廃棄物収集運搬業者に委託する</li> <li>処分： 特別管理産業廃棄物処分業者(埋立処分又は熔融処分)*2または国の認定を受けた無害化処理施設に委託する</li> <li>マニフェストの交付*3、確認、保存</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運搬： 産業廃棄物収集運搬業者(廃棄物の種類に応じてがれき類などの許可を有する業者)に委託する</li> <li>処分の委託： 廃棄物の種類に応じてがれき類などの許可を有する産業廃棄物処分業者(埋立処分又は熔融処分)*2または国の認定を受けた無害化処理施設に委託する(破碎等の中間処理は禁止)</li> <li>マニフェストの交付*3、確認、保存</li> </ul>
-------	--	---

\*1 石綿含有産業廃棄物の保管場所の掲示板(例)

産業廃棄物 保管場所	
名称	株式会社〇〇建設
代表者氏名	代表取締役 大阪太郎
本社所在地	〇〇市〇〇町1-2-3
責任者氏名	大阪次郎
連絡先電話番号	XXXX-XX-XXXX
産業廃棄物の種類	がれき類(石綿含有産業廃棄物)
最大保管高さ	1.8m
最大保管量	30m <sup>3</sup>

注1 掲示板の大きさ:60cm×60cm以上  
注2 最大保管高さ・保管量は、屋外で容器を用いずに保管する場合に記載

\*2 廃石綿、石綿含有産業廃棄物は、「破碎」のみの処理を行うことは禁じられています。

\*3 マニフェストの記載例

マニフェストとは、廃棄物の不適正処理を防止するため、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託するときに、マニフェストに産業廃棄物の種類、数量、運搬業者名、処分業者名などを記入し、業者から業者へ、産業廃棄物とともにマニフェストを渡しなが、処理の流れを確認するしくみです。

それぞれの処理後に、排出事業者が各業者から処理終了を記載したマニフェストを受取ることで、委託内容どおりに廃棄物が処理されたことを確認することができます。

(記載例) 社団法人全国産業廃棄物連合会版

**産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票**

交付年月日 平成 年 月 日	交付番号 20641993212	整理番号	交付担当者 氏名		
事業者 氏名又は名称 住所 干 電話番号	見本		専(排出事業場) 名称 所在地 干 電話番号		
産業廃棄物 種類(普通の産業廃棄物)	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	数量(及び単位)	荷姿
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス・陶磁器くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害)		
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鉱さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	産業廃棄物の名称	
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害)		
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	有害物質等	処分方法
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害)		
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	備考・通信欄	
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等		
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不燃物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等		
	<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ	<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥			
	<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず	<input type="checkbox"/> 7423 鉱さい(有害)			
	中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり			
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり				
運搬受託者	氏名又は名称 住所 干 電話番号	運搬先の事業場 名称 所在地 干 電話番号			
処分受託者	氏名又は名称 住所 干 電話番号	積又は保管 替え 名称 所在地 干 電話番号			
運搬の委託	委託者の氏名又は名称 (運搬担当者の氏名)	受領印	運搬終了年月日 平成 年 月 日	荷役物数量	数量(及び単位)
処分の委託	委託者の氏名又は名称 (処分担当者の氏名)	受領印	処分終了年月日 平成 年 月 日	最終処分 終了年月日 平成 年 月 日	
最終処分 を行った場所	名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号)				

**排出者名等の記入**  
「交付年月日」、「交付担当者名」、「排出事業者の所在地、氏名、電話番号」、「排出事業場(石綿除去現場)の名称、所在地、電話番号」を記入してください。

**産業廃棄物の種類等の記入**  
① 廃石綿等(飛散性石綿)の場合  
「特別管理産業廃棄物」、「廃石綿」等の欄にチェックを入れる。  
② 石綿含有産業廃棄物(非飛散性石綿)の場合  
「普通の産業廃棄物」にチェックを入れる。  
空欄にチェックを入れ、「石綿含有産業廃棄物」と記入。  
③ 共通  
「数量(〇トン)」、「荷姿(袋)」、「産業廃棄物の名称(床タイルなど)」、「処分方法(熔融など)」を記入する。

「最終処分場の場所(「委託契約書のとおり」にチェックを入れるなど)」、「運搬受託者の名称、所在地等」、「運搬先の処分場事業場の名称、所在地等」、「処分受託者の名称、所在地等」を記入する。

## (2) 建設リサイクル法

建設リサイクル法は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ることを目的としており、建築物の解体等の前に有害物質を適正に処理することが必要となります。

このため、石綿を含有する建材についても事前に有無を確認し、届出の前に石綿の付着の有無、石綿成形板の使用の有無及び事前措置等を記載することとなっています。

### 届 出

#### ○対象工事

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積の合計:80㎡以上
建築物の新築・増築	床面積の合計:500㎡以上
建築物の修繕・模様替え等(リフォーム等)	請負代金の額:1億円以上
建築物以外の工作物に関する工事(宅地造成・擁壁工事などの土木工事)	請負代金の額:500万円以上

○届 出 者:上記の作業を伴う工事の発注者

○届出時期:工事着手の7日前まで

○届 出 先:特定行政庁(大阪市、豊中市、堺市、東大阪市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、茨木市、岸和田市、箕面市、門真市、池田市、和泉市、羽曳野市で工事を行う場合はそれぞれの市、その他の場合は、大阪府)(P36参照)